

# 熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

（申告先）

北栄町長 様

納税義務者 住 所  
フリガナ 氏 名（名称） ㊦  
個人番号又は法人番号  
（電話番号 — — ）

北栄町税条例附則第10条の3第9項の規定により関係書類を添えて申告します。

家屋の所在地	北栄町		
家屋番号		家屋の種類	
床面積	m <sup>2</sup>	住宅の用に供する部分の床面積	m <sup>2</sup>
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
改修工事の内容	<input type="checkbox"/> 窓の断熱改修工事（必須工事） <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 高効率空調機の設置工事 <input type="checkbox"/> 高効率給湯器の設置工事 <input type="checkbox"/> 太陽光発電装置の設置工事 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システムの設置工事		
改修工事完了年月日	令和 年 月 日		
改修工事に要した費用	円（内補助金等の額 円）		
その他	※工事完了日から3か月以内に提出できなかった場合のみ、その理由を記入してください。		

## 【添付書類】

- ① 増改築等工事証明書
- ② 工事費用明細書または領収書
- ③ 補助金等の内容を確認できる書類（補助金等を受けている場合のみ）

※①の書類は、登録建築事務所の建築士、指定確認検査機関、住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行します。通常は、改修工事を担当した建築士が証明を発行しますので、施工業者にお問い合わせください。

### 【減額措置の概要】

平成26年4月1日以前から所在する住宅のうち、令和6年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を施し、かつ、改修が完了した日から3か月以内に市町村に申告したものに限り、改修工事が完了した年の翌年度分について、当該住宅にかかる固定資産税額の3分の1（認定長期優良住宅に該当することになったものについては3分の2）を減額するものです。

対象の床面積は120㎡まで（120㎡を超える部分は減額されません。）となります。

### 【減額の要件】

- ・平成26年4月1日以前から所在する住宅（貸家住宅は対象外）であること
- ・改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- ・改修後の改修部位がいずれも現行の省エネ基準相当に新たに適合すること
- ・次に該当する工事を行い、補助金を除く自己負担額が税込60万円を超えていること。（③、④の設置工事を行う場合、①、②の工事に充てた工事費用が税込50万円を超えていること）
  - ① **【必須】** 窓の断熱改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）
  - ② 窓の断熱改修工事とあわせて行う床、天井、壁の断熱改修工事
  - ③ 太陽光発電装置の設置工事
  - ④ 高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事

### 【その他】

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません。
- ・新築住宅の減額や耐震改修に係る減額制度と同時に適用することはできません。
  - ※ただし、バリアフリー改修工事による減額制度との同時適用は可能です。
- ・区分所有家屋は専有部分について行われた工事が対象となります。（共用部分について行われた工事については対象となりません。）
- ・土地についての減額はありません。